

令和3年度 伊東市長寿ふれあい交流事業助成金手続き等の流れ

交流事業

高齢者との親睦・交流を目的としたバス旅行を実施する団体（参加人数20人以上でそのうち65歳以上の割合が2/3以上）に対し、バスの借上げ料の一部（バス借上げ料の1/3相当額、ただし4万円を上限とする）と参加した市内在住の高齢者20人超の人数×1,000円を助成します。

<事例：●●町内会の場合>

【事業の計画】 ●●町内会では高齢者との交流を図るため★★市にある花公園へバス旅行を計画。10月10日（火）9時出発予定、参加者25人（うち高齢者23人）と見込み、バス会社へ見積りを依頼した。町内で案内チラシを作成し事前申込制とし参加者を募った。

【申請手続き（約2～3週間前）】 ●●町内会→市へ（申請額：43,000円）
※申請額の計算方法は、別紙「長寿ふれあい交流事業実施計画書記入例」をご覧ください。
「①補助金等の交付申請書」に「②長寿ふれあい交流事業実施計画書」、「③バス会社の見積書」、「④旅程表」を添付して、市役所高齢者福祉課にご提出ください。

【交付決定通知】 市→●●町内会へ（交付決定額43,000円）
上記の申請書に基づき、交付決定額を通知します。

【請書の提出】 ●●町内会→市へ 【交付決定通知】の通知書と一緒に同封されています。

【事業の実施（バス旅行）】
回覧板等で広報した結果、見込み通り25人の申し込みがあり、事業を実施した。
バス借上げ料は126,000円（市助成金は43,000円）

【事業完了（バス旅行後）に関する手続き】 ●●町内会→市へ（報告額43,000円）

- ① <未提出の場合>請書 ※上記3つ前の【交付決定通知】の通知書と一緒に同封されています。
- ② 補助事業等完了報告 ※事前申請時と同じ「印鑑」を持参の上、高齢者福祉課にご提出ください。
- ③ 長寿ふれあい交流事業参加者名簿（第2号様式）
- ④ 長寿ふれあい交流事業収支精算書
- ⑤ 請求兼領収書（※押印必要） ※振込する通帳と照会し、口座名義や口座番号の確認をお願いします。
※訂正箇所がある場合もありますので「印鑑」を持参ください。
- ⑥ 振込口座の通帳の写し（銀行支店名・口座番号等の記載面） ※本年度初めて申請を行う団体は必須
- ⑦ バス借上げ料の領収書
- ⑧ 集合写真 ※伊東市のホームページにて活動の報告をする場合があります。

【助成金の支払い（完了報告から約1か月後）】 市→●●町内会
完了報告書類を精査し、助成金の確定額を通知します。
完了報告書類の提出から「約1か月後」に指定の口座に助成金を振込させていただきます。